

第17号議案

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成29年2月22日

品川区長 濱 野 健

非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
非常勤職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年品川区条例第2  
9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表1に定める職員の種別に対応する」を「別表の左欄に掲げる  
勤務態様および同表の中欄に掲げる支給単位に応じ、同表の右欄に掲げる」に  
改め、「、別表2に定める勤務態様に対応した支給単位により」を削る。

第3条第1項中「10日」を「15日」に改める。

別表1を削り、別表2中

「	<table border="1"><thead><tr><th>支給単位</th></tr></thead><tbody><tr><td>日</td></tr><tr><td>月</td></tr><tr><td>時間</td></tr><tr><td>月</td></tr></tbody></table>	支給単位	日	月	時間	月	を	<table border="1"><thead><tr><th>支給単位</th><th>額</th></tr></thead><tbody><tr><td>日</td><td>21,600円</td></tr><tr><td>月</td><td>432,000円</td></tr><tr><td>時間</td><td>7,200円</td></tr><tr><td>月</td><td>432,000円</td></tr></tbody></table>	支給単位	額	日	21,600円	月	432,000円	時間	7,200円	月	432,000円	に
支給単位																			
日																			
月																			
時間																			
月																			
支給単位	額																		
日	21,600円																		
月	432,000円																		
時間	7,200円																		
月	432,000円																		

改め、同表を別表とする。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（説明）非常勤職員に係る種別の区分を見直す必要がある。